

News Letter

2019年

3月

中国四国農政局
島根県拠点

「たたら製鉄に由来する奥出雲の資源循環型農業」 島根県奥出雲地域（奥出雲町） 日本農業遺産に認定



たたら製鉄



仁多米



奥出雲和牛



奥出雲そば

農林水産省は、平成31年1月24日（木曜日）に行った世界農業遺産等専門家会議の評価結果を踏まえ、世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定を行う地域について、中国管内から初めて奥出雲地域を日本農業遺産に認定した地域として決定しました。

日本農業遺産は、我が国において将来に受け継がれるべき伝統的な農林水産業を営む地域を認定する制度であり、農林水産大臣が認定します。

奥出雲地域では、「たたら製鉄」の原料の砂鉄を採取するため、「鉄穴流し」という採掘の方法により500年以上にわたって山を切り崩してきました。鉱山跡地は、放置されることなく、鉄穴流しで導いた水路やため池を再利用しながら棚田に再生するとともに、和牛の改良も進められ飼育で得られた堆肥による土づくりにより良質な仁多米が生産されています。また、寒暖差のある気象条件にも恵まれ、やせた土地には香り豊かなソバ栽培がされてきたことなど、独自の土地利用により稲作や畜産を中心とした複合的な農業が営まれてきました。

日本農業遺産に認定された地域については、4月19日（金曜日）に農林水産省講堂で認定式を行う予定です。

なお、世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定に関する次回募集は、平成32年（2020年）早々を予定しています。

詳しくは、プレスリリースをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/press/nousin/kantai/190215.html>



収穫前の棚田と雲海

写真提供：奥出雲町

青色申告を始めてみませんか!(収入保険に加入できます!)

最大の補償を選択して加入すれば、万一の場合に8割以上の収入が確保される「収入保険」が平成31年1月から始まりました。

収入保険は、加入申請時に、青色申告の実績(簡易な方式でも可)が1年分あれば加入できます。

白色申告を行っている方は、簡易な方式であれば、現金出納帳等を整備して、日々の取引を残高まで記帳・保存すれば、青色申告が行えます。

個人の場合、平成31年3月15日までに、所轄税務署に「青色申告承認申請書」を提出すれば、平成32年2月16日～3月15日までの間に、平成31年分の青色申告の確定申告を行うことができます。

現在白色申告を行っている方で、収入保険に加入したいと思われる方は、平成31年分の青色申告を始める手続を進めましょう。

詳しくは、所轄の税務署にお尋ねください。

なお、青色申告を行っている法人は、事業年度が収入保険の保険期間になりますので、次の事業年度開始までに加入申請を行うことができます。

農業経営者のみなさん
青色申告
を始めましょう

青色申告はかんたん!
現金出納帳等を整備して、日々の取引を残高まで記帳・保存すれば、青色申告を行えます(簡易方式)
※ 青色申告を新たに始める方は、原則、その年の3月15日までに所轄の税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

収入保険に加入できます
加入申請時に青色申告の実績が1年分あれば加入できます
※ 平成31年分の青色申告の実績が揃えば、平成33年1月からの収入保険に加入できます。

メリットもたくさん!
最高で65万円の特別控除!
損失額の繰越しや繰戻しができる!
専従者の給与額を必要経費に算入できる!
農業経営基盤強化準備金制度が使える!

- ・青色申告について、詳しくはこちら(国税庁ホームページ)
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2070.htm>
- ・収入保険について、詳しくはこちら(農林水産省ホームページ)
http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syu_kyosai.html

農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)へ参加しませんか



GFP 農林水産物・食品輸出プロジェクト

GFPとは、農林水産物・食品の輸出を意欲的に取り組もうとする農業者、林業者、漁業者、食品事業者等をサポートするプロジェクトです。

農林水産省では、新しい農林水産物・食品輸出プロジェクトであるGFPのコミュニティサイトを立ち上げており、参加すると様々なメリットがあります!

- ・詳しくは、こちらをご覧ください。皆さまのご登録お待ちしております。
(GFP 農林水産物・食品輸出プロジェクトホームページ)
<http://www.gfp1.maff.go.jp/>

◎ 「News Letter」は、原則奇数月に発行しています。

編集:中国四国農政局 島根県拠点

〒690-0001 松江市東朝日町192

TEL (0852)24-7311(内線211) FAX(0852)27-0641 <農政局HP><http://www.maff.go.jp/chushi/>

◆ニュースレターに関するアンケートにご協力ください。<https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/nl180401.html>